施設名称の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月3日

燕市長 鈴 木 力

燕市条例第 23 号

施設名称の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市公民館条例の一部改正)

第1条 燕市公民館条例(平成18年条例第87号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項の表中「燕市南公民館」を「燕市燕南公民館」に、「燕市東 公民館」を「燕市燕東公民館」に改める。

別表中「燕市南公民館」を「燕市燕南公民館」に、「燕市東公民館」を「燕市燕東公民館」に改める。

(燕市立図書館条例の一部改正)

第2条 燕市立図書館条例(平成18年条例第90号)の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第6条中「燕市立図書館」を「燕市立燕図書館」に改める。第7条中「前項」を「前条」に改める。

別表中「燕市立図書館」を「燕市立燕図書館」に改める。

(燕市体育施設条例の一部改正)

第3条 燕市体育施設条例(平成18年条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

燕市体育センター	燕市大曲 3015 番地
燕市民体育館	
燕市民武道館	
燕市民研修館	

を

Γ

燕市燕体育センター	燕市大曲 3015 番地
-----------	--------------

に、「スポーツランド燕」を「燕市スポーツランド燕」に、

Γ

燕市スポーツパーク 燕市民テニスコート

燕市南七丁目 9番 40 号

を

燕市スポーツパーク

燕市少年野球場

燕市南七丁目 9番 40 号

に、「つばくろ運動広場」を「燕市つばくろ運動広場」に、「燕市勤労者 体育センター」を「燕市燕勤労者体育センター」に、

Γ

サンスポーツランド分水

燕市分水あけぼの一丁目1番地67

野球場

多目的広場

を

Γ

燕市サンスポーツランド分水	燕市分水あけぼの一丁目1番地67
---------------	------------------

に、「燕北多目的武道場」を「燕市燕北多目的武道場」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条、第20条関係)

体育施設使用料

施	1設名	施設区分	利用単	利用範	金額	備考
			位	囲		
燕	体育館	アリーナ	30 分	全面	1,500円	
市		卓球場	30 分	1 台	50 円	

ミーティングル30分 1室 350 円 燕 ーム 体 武道館 柔道場 30分 300 円 育 1面 セ 30分 300 円 剣道場 1 面 弓道場 30 分 全面 300 円 トレーニングル 無料 ーム 30分 打合せ室 1室 300 円 アリーナ 研修館 30 分 全面 1,150 円 第1研修室 30分 1室 250 円 第2研修室 30分 1室 150 円 30 分 第3研修室 1室 200 円 第 4 研修室 30 分 1室 100 円 第5研修室 30 分 1室 300 円 宿泊(第 1 研修1泊 1室 2,000 円 室 · 第 3 研修 に、一般 1 室・第5研修室) 人 500 円、 高校生1人 400 円及び 中学生以下 1 人 300 円 を加えた額 宿泊(第 2 研修1泊 1室 1,000 円 室・第4研修室) に、一般 1 人 500 円、 高校生1人 400 円及び 中学生以下

					1 人 300 円	
					を加えた額	
燕市	吉田総	アリーナ	30 分	全面	1,500円	
合体	育館	卓球場	30 分	1 台	50 円	
		体操場	30 分	全面	350 円	
		第1会議室	30 分	1 室	150 円	
		第2会議室	30 分	1 室	150 円	
		研修室	30 分	1室	200 円	
燕	体育館	アリーナ	30 分	全面	1,500円	
市		ミーティングル	30 分	1室	150 円	
分		ーム 1				
水		ミーティングル	30 分	1室	150 円	
総		ーム 2				
合		卓球場	30 分	1 台	50 円	
体	武道館	柔道場	30 分	1 面	300 円	
育		剣道場	30 分	1 面	300 円	
館	地域交	多目的室 1	30 分	1 室	200 円	
	流セン	多目的室 2	30 分	1 室	1,000円	
	ター	多目的室 3	30 分	1 室	900 円	
		会議室	30 分	1 室	400 円	
燕	野球場		30 分	1 面	400 円	
市	本部室		30 分	1 室	350 円	
ス	多目的	ソフトボール場	30 分	1 面	300 円	
ポ	競技場		30 分	1 面	500 円	ナイター設備
		サッカー場	30 分	1 面	250 円	
ツ			30 分	1 面	1,000円	ナイター設備
ラ		トラック	30 分	1 面	550 円	
ン			30 分	1 面	1,000円	ナイター設備

ド	多目的应	場	30 分	1 面	150 円	
燕	アリーナ	-	30 分	全面	1,500円	
	屋内練習	湯	30 分	1 面	400 円	
	ミーティ	ングルーム	30 分	1 室	300 円	
燕市	· スポー	テニスコート	30 分	1 面	250 円	
ツバ	パーク		30 分	1 面	100 円	ナイター設備
		少年野球場	30 分	1 面	150 円	
燕市	言田テニ	スコート	30 分	1 面	250 円	
			30 分	1 面	100 円	ナイター設備
燕市	i分水テニ	スコート	30 分	1 面	250 円	
			30 分	1 面	100 円	ナイター設備
燕市	うつばく	野球場	30 分	1 面	350 円	
ろ運	動広場	ソフトボール場	30 分	1 面	150 円	
燕市	i吉田第 1	野球場	30 分	1 面	300 円	
			30 分	1 面	500 円	ナイター設備
燕市	燕市吉田第2野球場		30 分	1 面	300 円	
			30 分	1 面	500 円	ナイター設備
燕市	「小中川:	地区コミュニテ	30 分	1 面	150 円	
イセ	ンターン	ソフトボール場	30 分	1 面	500 円	ナイター設備
燕市	方吉田武	柔道場	30 分	1 面	300 円	
道館	Ī	剣道場	30 分	1 面	300 円	
		会議室	30 分	1 室	200 円	
燕市	京 粟 生 津	アリーナ	30 分	全面	750 円	
体育	育センタ					
燕市	吉田北	アリーナ	30 分	全面	750 円	
体育	育センタ					
_						

	グラウンド	30 分	<u> </u>	450 円	
	外ゲートボール		1 面	150 円	
場			1 面		 ナイター設備
	 内ゲートボール		1 面	200 円) I) BA MII
場場	1,7,1,4,,7,	0 0) ,	Т	20013	
	 屋内ゲートボー	30分	1 面	150 円	
ル場	エ () / 1 ()	0 0) ,	Т	100 1	
	 屋内ゲートボー	30分	1 面	150 円	
ル場	₹11 / 1 W.	00),	тщ	100 1	
燕市分水多	 1	30 分	1 室	150 円	
	ミーティングル	00),	1 ±	100 1	
	ー ム				
		30 分	1 室	250 円	
	ュヮ ^ҡ ミーティングル	50),	1 主	200]	
	<				
		20 /\	△ 云	1 000 M	
		30 分	全面	1,000円	
	多目的屋内運動				
	場 	00.4	Λ <i>T</i>	1 000 III	
		30 分	全面	1,000円	
	多目的屋内運動				
	場	"	A		
燕市ジムナス			全面	650 円	
燕市燕勤労	アリーナ	30 分	全面	750 円	
者体育セン					
ター					
燕市国上勤	和室	30 分	1 室	200 円	
労者体育セ	アリーナ	30 分	全面	750 円	
ンター					

燕市サンス	野球場	30 分	1 面	350 円	
ポーツラン		30 分	1 面	500 円	ナイター設備
ド分水	多目的広場	30 分	1 面	200 円	
燕市四箇村	アリーナ	30 分	全面	550 円	
ふれあい館	研修室	30 分	1 室	350 円	
燕市燕北多	多目的武道場	30 分	1 面	300 円	
目的武道場					
燕市分水プ	水泳プール	1 回	幼児	無料	
ール			小 学	50 円	
			生・中		
			学生		
			その他	100 円	
燕市 B&G海	水泳プール	1 回	幼児	無料	
洋センター			小 学	100 円	
			生 • 中		
			学生		
			その他	200 円	

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 施設の利用に際し入場料を徴収する場合は、この表に定める 額の 2 倍の額
 - (2) 営利又は営業を目的とする場合は、この表に定める額の 10 倍の額
 - (3) 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める額の 1.2 倍の 額
 - (4) 市外の者が利用する場合は、この表に定める額の 1.5 倍の額。 ただし、三条市、加茂市、田上町及び弥彦村に住所を有する者

又は所在地のある団体が次の施設を利用する場合は、前段の規 定は適用しない。

- ア 燕市燕体育センター
- イ 燕市吉田総合体育館
- ウ 燕市分水総合体育館
- エ 燕市スポーツランド燕
- オ 燕市スポーツパーク
- カ 燕市吉田テニスコート
- キ 燕市分水テニスコート
- ク 燕市つばくろ運動広場
- ケ 燕市吉田第1野球場
- コ 燕市吉田第2野球場
- サ 燕市吉田総合グラウンド
- シ 燕市分水多目的屋内運動場
- ス 燕市サンスポーツランド分水
- 2 この表中「ナイター設備」とは、夜間照明施設を利用する場合の 利用区分とし、その時間帯については、それぞれの施設及び利用す る季節等に応じて教育委員会が別に定める。
- 3 この表中「アリーナ」を利用する場合の使用料の額は、利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、4分の1以内の場合には、4分の1の額とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市保育園条例の一部改正)

第4条 燕市保育園条例(平成18年条例第106号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

燕市立保育園条例

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	位置
燕市立藤の曲保育園	燕市新栄町 131 番地
燕市立つぼみ保育園	燕市秋葉町四丁目 10 番 40 号
燕市立小高保育園	燕市小高 1593 番地
燕市立西燕保育園	燕市花見 414 番地 1
燕市立大曲八王寺保育園	燕市八王寺 740 番地
燕市立三方崎保育園	燕市関崎 19 番地
燕市立よしだ保育園	燕市吉田浜首町 20 番 14 号
燕市立粟生津保育園	燕市粟生津 623 番地 1
燕市立吉田北保育園	燕市佐渡山 4130 番地 1
燕市立島上保育園	燕市横田 534 番地
燕市立あおい保育園	燕市中島 1208 番地

(燕市立保育園及び認定こども園施設使用条例の一部改正)

第5条 燕市立保育園及び認定こども園施設使用条例(平成18年条例第107号) の一部を次のように改正する。

第2条中「燕市保育園条例」を「燕市立保育園条例」に改める。

(燕市児童クラブ条例の一部改正)

第6条 燕市児童クラブ条例(平成18年条例第110号)の一部を次のように改正 する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	位置
燕市小中川第一児童クラブ	燕市花園町 32 番 1 号
燕市小中川第二児童クラブ	燕市花園町 32 番 1 号
燕市小中川第三児童クラブ	燕市花園町 32 番 1 号
燕市東児童クラブ	燕市燕 611 番地
燕市西小第一児童クラブ	燕市東太田 3056 番地
燕市西小第二児童クラブ	燕市東太田 3056 番地

燕市西小第三児童クラブ	燕市東太田 3056 番地
燕市杉名第一児童クラブ	燕市杉名 65 番地 2
燕市杉名第二児童クラブ	燕市杉名 65 番地 2
燕市西燕児童クラブ	燕市花見 633 番地 2
燕市つばめみなみ児童クラ	燕市殿島一丁目4番21号
ブ	
燕市燕北児童クラブ	燕市東太田 1680 番地
燕市児童クラブフレンド第	燕市吉田弥生町1番1号
燕市児童クラブフレンド第	燕市吉田弥生町1番1号
燕市児童クラブフレンド第	燕市吉田弥生町1番1号
=	
燕市児童クラブメート第一	燕市吉田 6141 番地 2
燕市児童クラブメート第二	燕市吉田 6141 番地 2
燕市児童クラブメート第三	燕市吉田 6141 番地 2
燕市 b&g 燕吉田南メート	燕市吉田 6123 番地 1
燕市児童クラブレインボー	燕市佐渡山 4130 番地 1
燕市児童クラブスマイル	燕市粟生津 657 番地
燕市ぶんすい北っ子児童ク	燕市中島 1229 番地 1
ラブ	
燕市わか竹第一児童クラブ	燕市分水学校町一丁目7番1号
燕市わか竹第二児童クラブ	燕市分水学校町一丁目7番1号
燕市わか竹第三児童クラブ	燕市分水学校町一丁目7番1号

(燕市老人集会センター条例の一部改正)

第7条 燕市老人集会センター条例(平成18年条例第121号)の一部を次のよう に改正する。

第2条の表及び第3条中「燕市老人集会センター」を「燕市燕老人集会セ

ンター」に改める。

(燕市霊園条例の一部改正)

第8条 燕市霊園条例(平成18年条例第134号)の一部を次のように改正する。

第3条の表並びに別表第1及び別表第2中「燕市墓地公園」を「燕市小高墓地公園」に、「燕霊園」を「燕市燕霊園」に改める。

(燕市自転車等駐車場条例の一部改正)

第9条 燕市自転車等駐車場条例(平成18年条例第138号)の一部を次のように 改正する。

題名を次のように改める。

燕市営自転車等駐車場条例

第1条中「燕市自転車等駐車場」を「燕市営自転車等駐車場」に改める。別表を次のように改める。

別表(第2条、第6条関係)

名称	位置	利用料金(年額)	
		定期利用者	一時利用者
燕市営燕駅前自転	燕市本町二丁目1番21号	2,000円	無料
車等駐車場			
燕市営吉田駅前北	燕市吉田堤町1番110号		
自転車等駐車場			
燕市営吉田駅前南	燕市吉田堤町1番10号		
自転車等駐車場			

※市外の利用者の場合は、この表の3割増しの額とする。

(燕市有料駐車場条例の一部改正)

第10条 燕市有料駐車場条例(平成18年条例第139号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市営有料駐車場条例

第1条中「燕市有料駐車場」を「燕市営有料駐車場」に改める。

(燕市営住宅条例の一部改正)

第11条 燕市営住宅条例(平成18年条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

1 市営住宅

名称	位置
燕市営栄町団地	燕市小牧 294 番地
燕市営緑町団地	燕市小関 1427 番地
燕市営新生町団地	燕市新生町 132 番地
燕市営花園町団地	燕市花園町2番
燕市営長所団地	燕市長所 946 番地 32・946 番地 46
燕市営宮裏団地	燕市吉田新田町 12番
燕市営東栄町団地	燕市吉田東栄町 47番
燕市営桃山団地	燕市吉田 3687 番地・3720 番地 1
燕市営粟生津団地	燕市粟生津 107 番地 2
燕市営吉田文京団地	燕市吉田文京町 17番 11号
燕市営吉田旭町団地	燕市吉田旭町四丁目 10 番 8 号
燕市営南吉田駅前団地	燕市吉田西太田 734 番地
燕市営吉田水道町団地	燕市吉田水道町3番13号
燕市営泉新団地	燕市泉新 374 番地 6
燕市営興野団地	燕市分水学校町一丁目 10 番
燕市営あけぼの団地	燕市分水あけぼの一丁目1番地 30・1 番地 58

2 共同施設

名称	位置
燕市営栄町団地集会所	燕市小牧 294 番地
燕市営緑町団地集会所	燕市小関 1427 番地
燕市営新生町団地集会	燕市新生町 132 番地
所	

燕市営花園町団地集会	燕市花園町2番1号
所	
燕市営桃山団地集会所	燕市吉田 3687 番地
燕市営栄町共同浴場	燕市小牧 311 番地 2
燕市営緑町共同浴場	燕市小関 1427 番地

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条、第53条関係)

駐車場

名称	使用料(月額)
燕市営長所団地	2,000円
燕市営吉田文京団地	2,500円
燕市営吉田旭町団地	2,500円
燕市営南吉田駅前団地	2,500円
燕市営吉田水道町団地	2,500円

(燕市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第12条 燕市営特定公共賃貸住宅条例(平成18年条例第161号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「吉田水道町団地」を「燕市営吉田水道町団地」に改める。

(燕市都市公園条例の一部改正)

第13条 燕市都市公園条例(平成18年条例第166号)の一部を次のように改正 する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
燕市交通公園	燕市大曲 3375 番地
燕市南町公園	燕市南三丁目 6244 番地 1
燕市秋葉町公園	燕市秋葉町三丁目 895 番地

燕市水道町公園	燕市水道町四丁目 51 番地
燕市日之出町第一公園	燕市日之出町 183 番地
燕市日之出町第二公園	燕市日之出町 184 番地
燕市燕中央公園	燕市白山町三丁目 2526 番地 7
燕市新栄町第一公園	燕市新栄町 44 番地 1
燕市中央通四丁目公園	燕市小高 2670 番地
燕市小高高架下公園	燕市小高 273 番地 1
燕市井土巻公園	燕市南七丁目 6440 番地
燕市小池新町西公園	燕市小池新町 214 番地
燕市大曲公園	燕市大曲 2801 番地
燕市栄町公園	燕市小牧 290 番地
燕市新生町第一公園	燕市新生町 169 番地
燕市花園町第一公園	燕市花園町 12番3号
燕市花園町第二公園	燕市花園町 19 番 12 号
燕市花園町第四公園	燕市花園町 29 番 1 号
燕市花園町第五公園	燕市花園町 30 番 4 号
燕市小池新町東公園	燕市小池新町 236 番地
燕市小池産業団地公園	燕市小池 3330 番地 1
燕市新生町第四公園	燕市新生町二丁目5番18号
燕市新生町第五公園	燕市新生町二丁目1番10号
燕市秋葉町四丁目公園	燕市秋葉町四丁目 960 番地 7
燕市三王淵第三公園	燕市三王淵 492 番地 16
燕市灰方公園	燕市灰方 556 番地 18
燕市水道町四丁目公園	燕市水道町四丁目 603 番地 8
燕市大曲河川公園	燕市大曲 4258 番地 2
燕市児ノ木公園	燕市上児木 294 番地 6
燕市吉田東栄町新興公園	燕市吉田東栄町 6962 番地 3
燕市吉田日之出町公園	燕市吉田日之出町 833 番地 4

燕市吉田学校町ことぶき公園	燕市吉田学校町 5049 番地 30
燕市吉田栄町みゆき公園	燕市吉田栄町 6392 番地 2
燕市吉田若生町公園	燕市吉田若生町 669 番地 6
燕市佐渡山北部公園	燕市佐渡山 4142 番地 3
燕市第1号旭町公園	燕市吉田旭町一丁目 426 番地 6
燕市第2号旭町公園	燕市吉田旭町四丁目 461 番地 2
燕市吉田北公園	燕市吉田本所 185 番地 1
燕市吉田下町公園	燕市吉田下町 3669 番地 3
燕市吉田文京町公園	燕市吉田文京町 11 番地
燕市吉田曙町公園	燕市吉田曙町 815 番地 3
燕市吉田神田町公園	燕市吉田神田町4番地5
燕市吉田駅前公園夢広場	燕市吉田堤町 456 番地 23
燕市吉田ふれあい広場	燕市大保 466 番地
燕市吉田ポケットパーク	燕市吉田下中野 1597 番地 4
燕市大武公園	燕市分水大武四丁目3番14号
燕市上川原公園	燕市分水旭町四丁目6番6号
燕市西裏公園	燕市分水桜町三丁目9番4号
燕市青葉公園	燕市下諏訪1番4号
燕市前田公園	燕市野中才 2169 番地
燕市小割公園	燕市分水東学校町一丁目 11 番 2 号
燕市五千石荒川公園	燕市五千石荒川一丁目 76 番地
燕市分水弥生公園	燕市分水弥生町 96 番地
燕市一ノ山公園	燕市一ノ山二丁目 20 番地
燕市分水文京町公園	燕市分水文京町 178 番地
燕市国上健康の森公園	燕市国上 5866 番地 1
燕市分水あけぼの公園	燕市分水あけぼの一丁目1番 70 号
燕市中島ふれあい公園	燕市中島 5226 番地 2
燕市分水駅前公園	燕市分水桜町一丁目1番5号

燕市吉田大保町ちびっこ広場	燕市吉田大保町 1077 番地 1
燕市秋葉町三丁目公園	燕市秋葉町三丁目 4954 番地 18
燕市長所公園	燕市長所 946 番地 33
燕市南地区公園	燕市南七丁目 6411 番地 1
燕市白山町公園	燕市白山町一丁目 12番 21号
燕市みなみ親水公園	燕市吉田 6123 番地 1
三燕みどりの森公園	燕市井土巻三丁目 104 番地
燕市大河津分水さくら公園	燕市五千石 4026 番地 3
燕市井土巻五丁目公園	燕市井土巻五丁目 211 番地
燕市井土巻二丁目公園	燕市井土巻二丁目 59 番地
燕市東町公園	燕市佐渡 797 番地 3 先
須頃郷第1号公園	燕市井土巻五丁目 230 番地

別表第2から別表第5までの規定中「吉田ふれあい広場」を「燕市吉田ふれあい広場」に改める。

(燕市児童遊園条例の一部改正)

第14条 燕市児童遊園条例(平成18年条例第167号)の一部を次のように改正 する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	位置
燕市南六丁目児童遊園	燕市南六丁目 7646 番地
燕市南六丁目跨線橋下児童	燕市南六丁目 6550 番地 2
遊園	
燕市南七丁目跨線橋下児童	燕市南七丁目 6346 番地 14
遊園	
燕市新栄町第二児童遊園	燕市新栄町 128 番地
燕市緑町児童遊園	燕市小関 1427 番地
燕市小池児童遊園	燕市小池 1142 番地 9

燕市下杉柳児童遊園	燕市杉柳 934 番地 5
燕市新生町第三児童遊園	燕市新生町 132 番地
燕市花園町第三児童遊園	燕市花園町2番2号
燕市次新・児ノ木児童遊園	燕市次新 136 番地
燕市次新第一児童遊園	燕市次新 1056 番地 9
燕市次新第二児童遊園	燕市次新 1048 番地 7
燕市三王淵第一児童遊園	燕市三王淵 1086 番地 2
燕市三王淵第二児童遊園	燕市三王淵 1175 番地 21
燕市桜町児童遊園	燕市桜町無番地
燕市水道町一丁目児童遊園	燕市水道町一丁目 3850 番地 1
燕市吉田西太田第二児童遊	燕市吉田西太田 592 番地 1
園	
燕市長善館児童遊園	燕市栗生津 97 番地
燕市佐渡山ファミリー児童	燕市佐渡山 6858 番地 1
遊園	
燕市吉田春日町児童遊園	燕市吉田春日町 643 番地 7
燕市星野藤三翁顕彰記念児	燕市吉田寿町 1555 番地 8
童遊園	
燕市吉田日之出町南児童遊	燕市吉田日之出町 195 番地 1
園	
燕市吉田桃山町児童遊園	燕市吉田 3687 番地
燕市粟生津駅前児童遊園	燕市下粟生津 604 番地 3
燕市吉田寿町第二児童遊園	燕市吉田寿町 32 番地 8
燕市吉田東町わんぱく児童	燕市吉田東町 3285 番地 1
遊園	
燕市米納津まなびの丘児童	燕市米納津 3666 番地
遊園	
燕市下粟生津新横町第一児	燕市下栗生津 2955 番地 5

童遊園	
燕市吉田大保町三角児童遊	控燕市吉田大保町 1091 番地 6
園	
燕市吉田西太田第四児童遊	整燕市吉田西太田 778 番地 4
園	
燕市下粟生津北三児童遊園	燕市下粟生津 2701 番地 5
燕市吉田鴻巣みゆき団地児	型燕市吉田鴻巣 27 番地 19
童遊園	
燕市米納津第三児童遊園	燕市米納津 3180 番地 47
燕市富永第二児童遊園	燕市富永 319 番地 17
燕市樋ノ口児童遊園	燕市吉田 7309 番地 1
燕市吉田法花堂児童遊園	燕市吉田法花堂 1695 番地 4
燕市吉田本所第二児童遊園	燕市吉田本所 107 番地 17
燕市吉田本所第三児童遊園	燕市吉田本所 123 番地 5
燕市吉田西太田第五児童遊	连燕市吉田西太田 787 番地 15
園	
燕市吉田東町東児童遊園	燕市吉田 3768 番地 20
燕市富永第三児童遊園	燕市富永 273 番地 20
燕市吉田神田町さくら児童	燕市吉田神田町2番地6
遊園	
燕市南吉田駅前団地児童遊	连燕市吉田西太田 737 番地
園	
燕市下粟生津新横町第二児	燕市下栗生津 2963 番地 5
童遊園	
燕市上諏訪児童遊園	燕市上諏訪 1442 番地 5
燕市中諏訪児童遊園	燕市中諏訪 1569 番地 5
燕市笹曲児童遊園	燕市笹曲 36 番地
燕市真木山児童遊園	燕市真木山 394 番地 3

燕市分水東学校町児童遊園	燕市分水東学校町一丁目 532 番地 16
燕市分水学校町第一児童遊	燕市分水学校町一丁目 602 番地 9
園	
燕市分水学校町興野児童遊	燕市分水学校町一丁目 610 番地
園	
燕市五千石小学校跡地児童	燕市五千石 3193 番地 1
遊園	
燕市五千石中央児童遊園	燕市五千石 3297 番地 1
燕市分水あけぼの児童遊園	燕市分水あけぼの一丁目 1 番地 30
燕市下諏訪第一児童遊園	燕市下諏訪 986 番地 2
燕市下諏訪第二児童遊園	燕市下諏訪 1009 番地 5
燕市分水学校町第二児童遊	燕市分水学校町一丁目 18 番地 24
園	
燕市新興野児童遊園	燕市新興野 2028 番地 4

(燕市民交流センター条例の一部改正)

第15条 燕市民交流センター条例(平成27年条例第17号)の一部を次のように 改正する。

題名を次のように改める。

燕市市民交流センター条例

第1条及び第2条の表中「燕市民交流センター」を「燕市市民交流センター」に改める。

別表中「燕市民交流センター使用料」を「燕市市民交流センター使用料」 に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。